

旧(平成30年4月1日)	新(令和元年10月1日)						
<p>(ポイントの照会等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 五会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、次表に掲げる通知方法のうち、マイレージ登録者が希望する通知方法により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="244 485 1084 912"> <thead> <tr> <th data-bbox="246 486 412 539">通知方法</th> <th data-bbox="412 486 1081 539">通知内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="246 539 412 742">郵送</td> <td data-bbox="412 539 1081 742">1年に1回、マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。ただし、当年度末で有効期間が終了するポイントを保有していない場合は通知しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 742 412 911">電子メール</td> <td data-bbox="412 742 1081 911">毎月1回、マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(規約の変更)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 五会社は、前項の変更を行った場合、変更内容を五会社のホームページ及び主要な料金所等に掲示する等の方法で周知します。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この規約は、平成30年4月1日から実施します。</p>	通知方法	通知内容	郵送	1年に1回、マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。ただし、当年度末で有効期間が終了するポイントを保有していない場合は通知しません。	電子メール	毎月1回、マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。	<p>第15条 (略)</p> <p>2 五会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ETC マイレージサービスのホームページにおいて周知する通知内容について、マイレージ登録者が希望する通知方法により通知します。</p> <p>(表削除)</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 五会社は、前項の変更を行った場合、変更内容を ETC マイレージサービスのホームページにおいて周知します。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この規約は令和元年10月1日から実施します。</p>
通知方法	通知内容						
郵送	1年に1回、マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。ただし、当年度末で有効期間が終了するポイントを保有していない場合は通知しません。						
電子メール	毎月1回、マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。						